

高齢者のご自宅での生活を支援する 地域包括支援センター

平成19年4月1日開設します

平成12年4月にスタートした介護保険は、多くの高齢者の皆さんに利用され、老後を支える制度として、定着してきました。昨年の介護保険制度の改正において、高齢者の皆様ができる限り住み慣れた地域で生活をしていただけるような新たな支援策が導入されました。

それらの相談を受けるための拠点となるのが「地域包括支援センター」で、名寄市では、平成19年4月1日より名寄庁舎にメインセンター、風連庁舎にサブセンターを設置し相互に連携を図り、地域に出向き対応をしていきます。

なお、これまでの4カ所の在宅介護支援センターは地域包括支援センターに移行します。



地域包括支援センターの役割

高齢者や家族の総合的な相談を受け付け、支援します。

「要支援1」「要支援2」と介護保険認定された方の介護予防サービス計画書を作成します。

高齢者向けの体力向上や閉じこもり予防等の支援をします。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援します。

高齢者の虐待防止と権利擁護のために活動します。

高齢者や家族の方・地域の方

心身の衰え

介護の不安や悩み

緊急の支援

相談・来所

電話

訪問



地域包括支援センター

保健師 社会福祉士 主任ケアマネージャー

相談・調整

適切な介護予防サービス

高齢者のための総合相談センター

名寄地区：名寄市地域包括支援センター

電話 01654 1000

(市役所名寄庁舎2階)

風連地区：名寄市地域包括支援センター 風連地区サブセンター

電話 01655 2626

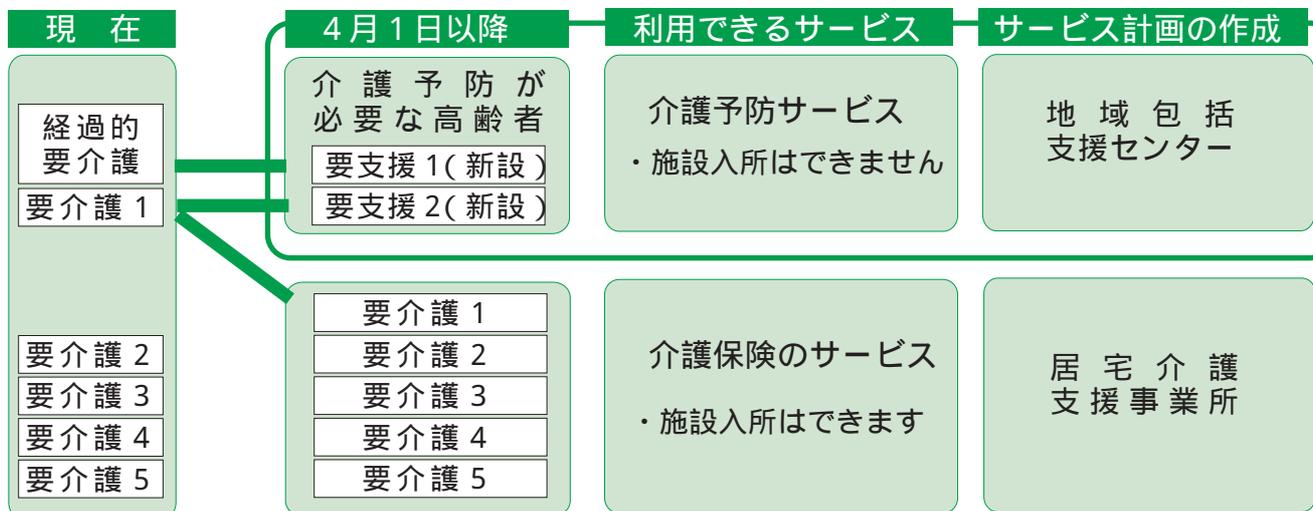
(市役所風連庁舎1階)



平成19年4月から介護予防サービスが始まります

どこが変わるの？

介護を要する状態の区分とサービスの種類が変わります



介護予防サービスとは？

「要支援1」または「要支援2」と認定された方は介護予防サービスを利用することができます。介護度が軽度の方を対象に、要介護状態となることを防ぐ予防重視のサービスで利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるように支援するサービスです。介護予防サービス計画は地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成します。

サービスの種類

区分 利用できるサービス	要支援1、2 介護予防サービス	要介護1、2、3、4、5 介護サービス
サービスの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護(ホームヘルパー) ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護(デイサービス) ・介護予防通所リハビリテーション(デイケア) ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修 など	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ホームヘルパー) ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア) ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修 など

介護サービスを利用する場合の1カ月の基準限度額(点数)

現在	4月1日以降
要介護認定等区分 限度額 経過的要介護 = 6,150点 要介護1 = 16,580点 要介護2～5 = 変更なし	要介護認定等区分 限度額 要支援1 = 4,970点 要支援2 = 10,400点 要介護1 = 変更なし